

町長	副町長	課長	主幹	担当	合議

別記様式第4号

会議等結果報告書			
会議区分	会議・打合せ・協議	文書番号	上富町生第572号
		決裁期日	令和5年3月29日
名称	町営住宅入居者選考委員会会議		
日時	令和5年3月29日(水) 9:25~10:35		
場所	役場3階第2会議室		
出席者	田中委員長 佐藤副委員長 常見委員 岸委員 事務局 山内課長 濱村主幹 神田主事		
内容	<p>町営住宅入居者選考委員会会議を次のとおり行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・辞令交付</li> <li>・町長挨拶</li> <li>・委員長・副委員長の互選 <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局:委員長の互選についてご意見ありますでしょうか。</li> <li>各委員:事務局の副案に従います。</li> <li>異議なしの声</li> <li>事務局:委員長に田中委員、副委員長に佐藤委員を挙げさせていただきますがいかがでしょうか。</li> <li>異議なしの声</li> <li>田中委員長に決定</li> </ul> </li> <li>・田中委員長挨拶</li> </ul> <p>報告・議事事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 町営住宅の管理状況について <ul style="list-style-type: none"> <li>資料により事務局説明(別紙資料補足)</li> <li>田中委員長:政策空き家に住む方の移動について今後の考えはどうか</li> <li>事務局:引っ越しも費用がかかることから、用途廃止予定同士の住宅への転居は勧めることは難しい</li> </ul> </li> <li>2 町営住宅の公募、入居結果について <ul style="list-style-type: none"> <li>資料により事務局説明(別紙資料補足)</li> <li>委員長:説明にあった間取りに対する人数要件は法律の記載に限定せず自治体で柔軟に対応するべきでは。</li> <li>事務局:法律に記載はなく、過去の委員会で決定された内規となっている。当時は補欠者もたくさんいた時期の内規であるため、現状とそぐわなくなっていることから、変えていく必要がある。</li> </ul> </li> </ol>		

### 3 町営住宅の整備概要について

資料により事務局説明

### 4 公営住宅の入居替えについて

事務局説明

(内容)

西町団地2丁目については、R10年度より用途廃止予定となっており、新規入居を終了していることに加え高齢化が進んでいることから、共用部分や自宅の管理も困難となってきている。管理側としても、冬季の除雪や、修理費用も増え、小さくないコストがかかっている。

条例では以下の条件が当てはまるものは特定入居することが可能とされていることに加え、随時募集や定期募集への応募を可とする運用を行い、今後の適正な入居、ストック確保及び適切な管理を行うよう進めたい。

- 1 ①同居人数の増減、②バリアフリーが必要、③その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況等を鑑みた入居替え
- 2 相互入れ替え

委員長: 条例改正を進めるなど、体制作り、方向性を定めることが必要

岸委員: 入居者によっては、不便であっても今住んでいるところが好きで転居したくないという方もいると聞いている。

### 5 残置物に対するモデル契約条項について

資料を基に事務局説明(別紙資料補足) 情報提供

副委員長: 条項を加えることで、入居のハードルがあがってしまうのはよくない。

町内に受任者となれる人がいるのかという問題もある。研究を続けてほしい。

委員長: 社会福祉協議会では法人後見制度の実施を目指している。

岸委員: 民生委員も片づけを手伝ったなど聞いている。これからの時代には必要だと思う

### 6 その他

子育て世代の優先入居について事務局より説明

昨年報道もされているが国が示している。当町も困窮度判定調査表でポイントが高く設定されている。国が定めていることから、今後動きがあるかもしれない。

副委員長: 今子供がいる人だけでなく、若年夫婦などこれから産む人も子育て世代として優先していく必要があるのでは。

委員長: 判定票の見直しをしていく必要がある

## 資料補足

### 報告・議事事項

#### 1 町営住宅の管理状況について

緑町、扇町、西町団地は政策空き家としてしているところがある。

扇町団地の一部は長寿命化計画の中では用途廃止予定となっているが、どこを用途廃止とするかは決まっていない。そういった中で損耗がひどい部屋は募集していない部屋もある。

西町団地 2 丁目側は水洗化されていなく、雨漏りといった不具合も出ている。用途廃止予定であるため、大規模、中規模修繕は行っていない。

#### 2 町営住宅の公募、入居結果について

②6月の募集に対する選考は、人数要件を満たさないものの応募者の状況を鑑み、判断が難しかったことから書面による選考委員会を開催させていただいた。同様の事例が今年度は2度あった。

資料訂正:5 ページ目(A3の資料)入居者募集結果一覧

⑥入居者募集結果(令和5年2月13日から2月24日までの募集)

募集住宅	申込者
泉町南 3-202 号(2DK)	73 歳(本人・子) 町内
泉町南 3-202 号( <del>3DK</del> ) (2DK)	<del>79 歳(本人・妻)</del> 町内 22 歳(本人・子)

#### 5 残置物に対するモデル契約条項について

残置物→身寄りのない入居者が整理しないまま死亡し、残ってしまった家具等の有価物

残置物の処理等に関するモデル契約条項とは、独居老人等が入居する際などに発生する可能性がある残置物を死亡時どう扱うかを定めておく約束のことであり、民間でも事例が普々えいることから昨年国土交通省からガイドラインが発出された。町としても、独居老人等が増えていく中で、公営住宅という住宅資源を無駄にしないため、契約条項を取り入れていくことを視野に入れている。